

令和元年度茅ヶ崎市防災会議 会議録

議題	茅ヶ崎市地域防災計画の修正について
情報交換	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和元年台風第19号における気象の状況について 2 令和元年台風第19号における市の対応 3 令和元年台風第19号における出水対応 4 令和元年台風第15号・第19号における対応 5 令和元年台風第19号における対応 6 令和元年台風第19号に関するアンケート結果について 7 ICTを活用した防災の取組紹介 8 ヤマト運輸株式会社との災害協定について
日時	令和2年2月6日（木曜日）14時00から16時05分
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎6階 コミュニティホール
出席者氏名	<p>（委員）</p> <p>佐藤 光、秋山 克巳、尾崎 武志（代理出席）、飯田 和彦、田口 陽介（情報提供者）、丸山 尚子、佐々木 春生、片桐 俊彦、長嶋 裕、森下 昇（代理出席）、熊谷 直弘（代理出席）、野口 恭夫、橋 俊彦（代理出席）、伊藤 和明、水島 静夫、後藤 金蔵、佐藤 喜久二、塚田 桂子、塩崎 威、岸 宏司、竹内 清、秋津 伸一、添田 信三、青柳 道文、若林 英俊、吉川 勝則、村上 穰介、熊澤 克彦、高木 邦喜、重田 康志、榊原 敦、橋口 真澄、越野 明、望月 孝俊</p> <p>（事務局6名）</p> <p>防災対策課（岩井防災対策課長、菊池危機管理担当課長、橋村課長補佐、成瀬課長補佐、江積主任、臼井主任）</p>
議題資料	<p>令和元年度茅ヶ崎市防災会議次第</p> <p>出席者名簿、席次表</p> <p>茅ヶ崎市防災会議委員名簿（令和元年9月5日現在）</p> <p>資料 1-1 令和元年度 地域防災計画の修正に係るこれまでの経緯</p> <p>資料 1-2 令和元年度 地域防災計画の修正について</p> <p>資料 1-3 茅ヶ崎市地域防災計画の修正について（修正案）</p> <p>資料 1-4 茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画 新旧対照表（修正案）</p> <p>資料 1-5 茅ヶ崎市地域防災計画 風水害対策計画 新旧対照表（修正案）</p> <p>資料 1-6 茅ヶ崎市地域防災計画 特殊災害対策計画 新旧対照表（修正案）</p> <p>資料 1-7 茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画（修正案）</p> <p>資料 1-8 茅ヶ崎市地域防災計画 風水害対策計画・特殊災害対策計画（修正案）</p>

	資料 1-9	パブリックコメント実施結果
情報交換資料	資料 2	台風第 1 9 号における気象の状況について（横浜地方気象台）
	資料 3	台風第 1 9 号における市の対応（茅ヶ崎市）
	資料 4	台風第 1 9 号における出水対応（京浜河川事務所）
	資料 5	台風第 1 5 号・1 9 号における対応（東京電力パワーグリッド株式会社）
	資料 6	台風第 1 9 号に関するアンケート結果について（塚田委員）
	資料 7	I C Tを活用した防災の取組紹介（東日本電信電話株式会社）
	資料 8	ヤマト運輸株式会社との災害協定について（茅ヶ崎市）
	会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0 名	

(会議録)

<午後2時開会>

○岩井防災対策課長

定刻となりましたので、令和元年度茅ヶ崎市防災会議を開会させていただきます。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日司会を務めさせていただきます、市民安全部防災対策課長の岩井と申します。よろしくお願いいたします申し上げます。

本会議は、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、地域防災計画を作成し、その実施を推進するほか、市長の諮問に応じて地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、設置をしております。すでにご案内させていただいているところではございますが、本日の会議につきましては、茅ヶ崎市自治基本条例に基づき、公開で行わせていただいておりますので、よろしくお願いいたします申し上げます。

それでは、会議の開会にあたりまして、茅ヶ崎市防災会議会長でございます茅ヶ崎市長の佐藤光よりご挨拶申し上げます。

○佐藤市長

皆様、こんにちは。茅ヶ崎市長の佐藤でございます。日頃より市民の安全、安心のために様々な場面で活動していただきまして、心から感謝申し上げます。

民間の事業者の方々、各地域で活動しているの方々、国、県、市、そういった領域をまたいでしっかりと議論していきたいと思っております。

さて、本日の会議でございますが、地域防災計画の修正について議題としております。この地域防災計画は3年続けての修正となりますが、やはりそれだけ多岐にわたって様々な災害が起きているということです。

昨年は、台風第15号、19号が関東に直撃をいたしました。議題の後の情報交換では、台風第19号について皆さんと話し合いをさせていただき、しっかりと備えをしていきたいと考えております。

平成という大変災害が多い元号から令和に変わりましたが、残念ながら令和の元号でも災害が続いております。しっかりと備えをして、もし災害が起きてしまっても万全を尽くせるよう、皆様の意見を賜りたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○岩井防災対策課長

ありがとうございました。それでは議事に先立ちまして、まず会議の成立についてご報告いたします。

本防災会議は、茅ヶ崎市防災会議運営要綱第2条の規定により、会議の開催は過半数の委員の出席が必要となりますが、総員45名中、29名のご出席をいただいておりますので、会議は成立してございます。

また、本来であれば、ご出席いただいております委員のみなさまに一言ずつご挨拶いただくところですが、時間も限られておりますので、大変恐縮ですが、お配りしております出席

者名簿に代えさせていただくことを御了承ください。

それでは、これより議事に移らせていただきます。議事につきましては、議長を会長であります佐藤市長にお願いしたいと思います。

○佐藤市長

それでは、議事に入らせていただきます。

委員の皆様のご協力をお願いいたします。はじめに、会議録署名人の指名をさせていただきます。会長である私と、本日は、神奈川県湘南地域県政総合センター所長の丸山様にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、議題（１）「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（橋村課長補佐）

防災対策課の橋村と申します。恐縮ですが、着座にてご説明させていただきます。

それでは、議題（１）「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について」、ご説明申し上げます。

まずは、本日の議題であります計画の修正案の作成にあたりまして、これまで関係機関の皆様への意見照会や幹事会等にご協力いただき、誠にありがとうございました。

修正案の作成に至るこれまでの経緯につきまして、資料１－１としてまとめております。先ほど、市長からのお話にもありましたが、直近では平成３１年２月に計画を修正しておりますが、災害対策基本法で「毎年、検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない」とされております。

前回の修正では、国の防災基本計画の修正や平成２９年７月の九州北部豪雨等を踏まえた修正を行いました。その後も平成３０年７月豪雨や南海トラフ地震に備えたガイドラインの策定、警戒レベルの導入などが行われているところです。

こうした内容を本市の地域防災計画に反映させるため、今年度当初より、関係機関の皆様への意見照会を重ね、１０月の幹事会や１０月から１１月にかけてのパブリックコメントを経て、修正案としたものをお手元の資料として配付させていただきました。

ご意見いただいた内容のうち、まだ関係者間で協議を進めている事項につきましては、引き続き、協議、調整を進めながら、次回以降の修正に反映させていきたいと考えております。

なお、パブリックコメントの実施結果につきましては、資料１－９として配付させていただきました。４名の方から２９件のご意見をいただき、第１章の文言の一部を修正させていただきました。

それでは、具体的な修正内容についてご説明させていただきます。資料につきましては、資料１－２から、資料１－８となります。資料１－２が、今回の主な修正内容をまとめたスライド資料。資料１－３が、今回の修正概要。資料１－４から１－６が、修正の新旧対照表。資料１－７、１－８が、修正内容を反映させた計画案となっています。

修正内容の説明につきましては、資料１－２をもとに、会場の前方と後方に映し出しますスライドにてご説明させていただきます。その他の資料につきましては、適宜御参照いただ

ければと思います。

それでは、資料1-2の1枚目下段にございます1ページをご覧ください。

まず、「(1) 各計画に共通する主な修正」についてご説明させていただきます。

「ア 防災基本計画の修正に伴う修正」のうち、「社会全体としての防災意識の向上」についてです。

この項目と2ページの「『防災』と『福祉』の連携による避難行動の理解促進」は、いずれも平成30年7月豪雨を踏まえまとまれた報告書を受け、修正された国の防災基本計画を踏まえたものです。

報告書としては、水害・土砂災害に対するものですが、地震災害においても同様であるため、防災に関する普及啓発の取組として、「自らの命は自らが守る」という意識や地域の災害リスクととるべき避難行動等について、広く市民へ周知・啓発することで、社会全体としての防災意識の向上を図ることを追加しています。

続きまして、2ページ「『防災』と『福祉』の連携による避難行動の理解促進」についてです。

平成30年7月豪雨では、洪水により高齢者の方が在宅で多く被災しました。このような状況に対し、防災と福祉が連携し、高齢者の避難行動に対する理解を促進することが必要であるとの報告を受け、日頃、高齢者の生活支援等を行っている福祉関係者と連携し、災害時の避難行動の理解促進に取り組むことを追加しています。

すでに介護事業者の皆様にご協力いただき、介護事業者向けの防災研修会の開催や、後ほどご説明いたします警戒レベルの導入に際し、周知リーフレットを配布するなど行っているところではありますが、計画にも明記することとしました。

続いて、3ページ「災害ボランティア関係者の連携のとれた活動」についてです。

近年の大規模災害時には、被災地では、個人のボランティアのほか、NPOや民間企業等、様々な団体による活動が行われております。こうした被災地でのボランティア活動を踏まえ、様々な団体の間で、活動の全体像を共有し、連携のとれた活動が展開できるよう情報共有の場を設けることを追加しています。

続いて、4ページ、イ、「市災害対策本部運営訓練を踏まえた修正」の「災害応急対策活動の方針」についてです。

昨年の計画修正では、災害対策本部の役割として「災害応急対策の方針の作成、方針に沿った対策の実施」を追加いたしましたが、この方針を作成する際の基本的な考え方を、災害応急対策活動の方針として、応急対策の章となる第5章の冒頭に追加しています。

続きまして、5ページの「主要な災害応急対策の基本的な考え方」についてです。

第5章は、対策ごとに節を分けておりますが、各節の冒頭に、その節の対策の基本的な考え方を記載し、それ以降に具体的に取り組む内容を記載するような構成としています。

続いて、6ページ、ウ、「受援体制の充実」の「被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣」についてです。

平成30年3月に全国一元的な応援職員の派遣の仕組みが新たに構築され、平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震において有効に機能しました。本市が被災した場合にもこの仕

組みによる応援職員の派遣が想定されるため、計画に追加することといたしました。

続いて、7ページの「気象庁防災対応支援チームの派遣」についてです。

災害時に都道府県や市町村の災害対策本部等に気象庁の職員が派遣され、現場のニーズや活動状況を踏まえた気象等のきめ細かな解説を行う仕組みが、昨年創設され、平成30年7月豪雨をはじめ、台風や地震災害時に被災自治体に派遣されているため、計画に追加いたしました。

続きまして、8ページ、「エ その他、市及び関係機関の取組、防災関係機関からの意見、時点修正等」のうち、「県現地災害対策本部の役割」についてです。

これまでは県の県政総合センターが現地災害対策本部として、所管区域における関係機関の総合調整の役割を担うこととされておりましたが、県全体として一体性を高めた防災対応を行うという観点から、県の本庁の本部に指示、命令系統が一元化され、現地対策本部は本部機能を補完する役割に変更となるため、これに合わせた修正を行うこととしました。

(1) 各計画に共通する主な修正内容の説明については以上となります。

○事務局（臼井主任）

防災対策課の臼井と申します。大変恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

私からは、「(2) 地震災害対策計画の主な修正」についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。

地震災害対策計画を対象とした主な修正につきましては、南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正に伴う修正となります。

10ページをご覧ください。地震災害対策計画の「第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画」に、「時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項」を新たな節として追加しました。

昨年3月に内閣府により、南海トラフ地震の発生可能性が高まった場合の防災対応に関するガイドラインが策定され、国の南海トラフ地震の計画も5月に修正されたことを踏まえた修正となります。

南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合、気象庁より南海トラフ地震臨時情報が発表されます。この臨時情報は、その発表内容に応じて、10ページの左下にあるように「調査中」、「巨大地震警戒」などに分けられ、11ページのような流れで発表されます。

南海トラフ地震の想定震源域でM6.8程度以上の地震が発生した場合や、ゆっくりすべり等が発生した場合、臨時情報の（調査中）が発表され、評価検討会を経て、調査結果が発表されます。

調査の結果、地震の発生の可能性が平常時と比べ相対的に高まっている場合は（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれかの臨時情報が発表され、発表内容に応じた対応を行うこととなります。

この臨時情報の発表時の防災対応を、ガイドラインや国の基本計画を踏まえ、今回追加しました。

具体的には、12、13ページをご覧ください。

M8クラスの地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際の防災対応となります。

基本的な方向性としてガイドラインでは、発生の可能性が高まっている大規模地震に対して、リスクが高い事項については、それを回避する、例えば耐震性の低い建物に住んでいる人は自主的に避難するなど、地震に備えつつも、通常の社会活動をできるだけ維持するとされています。

そこで、市では、最低限の業務は継続しつつ、後発地震に備え、市民への呼びかけや、自主避難者向けの避難所の開設・運営などを行うほか、関係機関も含め、施設や設備の点検、資機材の点検・確保、発災時の対応確認等を行うこととしています。

なお、13ページに南海トラフ地震による本市の津波浸水想定を載せておりますが、国の想定では浸水想定区域に住宅地は入っておりません。

続いて、14、15ページをご覧ください。

こちらは、M7の地震やゆっくりすべりが観測され、臨時情報の（巨大地震注意）が発表された際の防災対応です。

巨大地震警戒の場合と同様、地震への備えについて市民への呼びかけを行いつつ、施設の点検等を行う内容となっております。

臨時情報の発表に伴う社会の混乱を最小限にするためには、国全体して調和のとれた対応をとることが重要であると考え、ガイドラインや国の基本計画に沿った内容としております。引き続き、各機関におかれましても、より具体的な対応等の検討が進むこととしますので、来年度以降、内容の充実を図ってまいりたいと考えています。

（2）地震災害対策計画の主な修正の説明については以上となります。

○事務局（江積主任）

防災対策課の江積と申します。恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

私からは、「（3）風水害対策計画の主な修正」についてご説明いたします。

16ページをご覧ください。

『避難勧告等に関するガイドライン』の改訂に伴う修正の「住民主体の避難行動を支援する防災情報の提供」についてです。

昨年6月頃より、5段階の警戒レベルを付した避難情報や防災気象情報の発信が全国的に始まりました。本市でも昨年の台風第19号の際には、避難勧告や避難指示を発令しておりますが、発令にあたっては対応する警戒レベルやとるべき避難行動が分かるように伝達することを計画にも追加しました。

続いて、17ページ「災害発生情報の発令」についてです。

「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」の避難情報のうち、これまで「避難指示（緊急）」の発令基準のひとつとしていた「災害、具体的には、決壊・越水・溢水、土砂災害等の発生」を発令基準として、新たに「【警戒レベル5】災害発生情報」の発令を追加いたしました。

続いて、18ページ、「ウ その他、市及び関係機関の取組による修正」の「マイ・タイム

ラインの作成の促進」についてです。

避難情報や防災気象情報から、住民が自ら判断し、適切な避難行動がとれるよう、災害に備え、いつ、何をすべきか等について、時系列で記載する「マイ・タイムライン」について、市では茅ヶ崎市版を作成し、住民に対し作成の促進に取り組んでいるところですが、計画にも追加いたしました。

以上が、議題（１）「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について」の説明となります。

事務局からの説明は以上でございます。

○佐藤市長

ただいま事務局から議題（１）「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について」の説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問がございましたら、挙手をお願いします。

○後藤委員

後藤と申します。このハザードマップを見ても、うちの湘南地区はほとんどが浸水想定区域に含まれています。

昨年10月に地区の防災訓練でマイ・タイムラインの取り組みと言いますか研修をさせていただきました。これは私どものように水に浸かってしまう地域としては大変大事なことでございまして、地区の防災訓練で研修をやって、今、各自治会で研修をやっております。最近の異常気象ということで、大変心配されておりますので、今、お話がありました通りこのマイ・タイムライン作成の促進について、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐藤市長

そちらはご意見ということでよろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。

○田口（情報提供者）

横浜地方気象台で地震担当をしております田口と申します。

今回地震災害対策計画の主な修正ということで、南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正に伴う修正がございましたが、その補足として気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになった経緯を補足させていただきます。

先ほどの9ページのところでございますが、南海トラフ地震は東日本大震災以上の極めて甚大な被害をもたらす想定がなされておまして、おおむね100年から150年間隔で繰り返し発生してきた地震です。前回の昭和南海地震から70年以上が経過しています。9ページの図ですが、この期間約1400年間で9回ほど、繰り返し発生しておまして、直近の昭和南海地震から70年以上経っているということで、次の地震が迫ってきている状況でございます。そういった中で地震発生の予測について国で検討した結果、現在の科学的知見からは高い確率で予測することは困難という報告がなされましたが、その代わり普段に比べて、大規模地震発生の可能性が相対的に高まっているという評価は可能という国の報告があ

りまして、国の方で検討して、南海トラフ地震臨時情報を発表するということになりました。以上補足でした。

○佐藤市長

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、議題（１）「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について」お諮りいたします。議題（１）「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について」、事務局からの説明のとおり、計画を修正することによろしいでしょうか。

ご異議なしと認めます。

よって、本計画案につきましては、提案のとおり修正することと決定いたします。

ご協力いただきありがとうございます。それでは、進行を司会に戻します。

○岩井防災対策課長

それでは、次第の「４ 情報交換」に移らせていただきます。

昨年の台風第１９号に関するものを中心に、いくつかのテーマについて情報交換させていただきます。

まず始めに、（１）「令和元年台風第１９号における気象の状況について」、気象庁東京管区気象台横浜地方気象台飯田委員より説明いただきます。飯田委員よろしくお願ひします。

○飯田委員

気象台長の飯田でございます。よろしくお願ひいたします。台風第１９号の概要ということで、お題をいただきました。１０分ということでございましたが、とても難しい課題でした。まとめさせていただきましたのでよろしくお願ひいたします。

記録的な大雨をもたらした主な気象要因についてと書いてありますが、大体の台風は同じなんですけれども、大型で非常に強い勢力をもった台風の接近による多量の水蒸気の流れ込み、この１、２、３を読んでおいてください。この図で着目するところは、停滞前線なんです。高気圧と高気圧の狭間で前線が出来上がっていきます。梅雨前線なんかもそうなんですよね。北の高気圧と南の高気圧せめぎ合ってその間に前線が出来上がる。梅雨前線なんか見てもらうとよく分かるんですが、こうやって前線が形成されるとなかなか動かないずっと雨をもたらし続ける。

今回の台風第１９号というのは、この前線が形成されたっていうところが一番大きなところだと、私はそう考えております。

次のページです。神奈川県における雨の状況でございますが、神奈川県は非常に大雨が降りました。ご存知だと思いますけど一番雨が降ったのは、箱根ですよね。降り始めからの総雨量は１００１．５mm想像できないような雨量です。この台風が最接近した１２日この１日の総雨量が９２２．５mm今まで経験したことがないそんな話はよく出ますけど、本当に経験したことがないものでした。今の気象庁のデータベースに残っているダントツの１位です。とんでもない大雨に見舞われたということです。

次のページをご覧ください。

私ども気象台のことを説明させてもらおうと思います。台風第19号の時に我々は何をしていたかと言うと、もちろん気象台の中の仕事もキチンとしておりましたが、台風第19号というのは、かなりの精度でこういう台風だということが予測されておりました。ですので、まあ数日前から茅ヶ崎市さんもそうですが、関係機関へ様々な解説を実施しております。

もう一つが、やはり今回の台風というのはおそらく、神奈川県内全般にわたる災害が発生するであろうと、そのようなところで私ども気象台職員だけでは対応が難しいのではないかと私は考えました。それで気象台職員2名を神奈川県庁の方に派遣致しました。県庁の職員とともに気象の支援をやるというやり方をしました。13市町村で特別警報を発表いたしました。県の災対本部は特別警報が出る前に立ち上がりました。それは気象庁が特別警報を検討するとなった段階から、県の方では災害対策本部の設置を、知事を含めて検討した結果、特別警報が出る前に災対本部を立ち上げたということになります。

私ども気象台職員と県の職員が協力し合うことがとても大事だなと今回の事例でわかりました。今後も引き続きということでも覚書きみたいところを交わして、そのそういった災害をもたらすような気象現象が予測される場合には、職員の派遣を今後も引き続き取り組みたいと思います。

それと、台風通過後もそうですが、相模原なんかは、ずっと捜索活動が続いていたわけです。それぞれの災害対策本部それぞれの市町に、朝5時くらいから気象支援資料を送り続けている。やはり、二次災害の発生を何とか食い止めたいということがありまして、そういったことをしておりました。

続いてのスライドです。事前配付資料にはございませんが、今回の台風の経路を表したものになります。字が小さくて申しわけないのですが、上陸時が955hPa、海に抜けても970hPaあります。つまり955hPaで上陸して、海に抜けるまでにほとんど勢力が変わっていないということが言えます。

最近の台風の特徴は2つあって、今までの経験では通用しないようなコースを辿ります。記憶にあるところでは、逆走した台風もありましたよね。小田原の方で救急車が高波の被害にあう。そのような台風もありました。非常にコースを予測するのが難しい台風がたくさんあります。そういった台風が1つ。

もう1つが、強い勢力のまま上陸してくるというのがありますね。強い勢力のまま上陸してくる。その勢力が衰えずそのまま日本列島を通過していく。そのような台風が非常に多いです。ですので、今後我々も台風が接近してくるぞということが予測できたら、それなりの構えをして、対応をしていきたいと思っております。

次のスライドです。時系列でどんな警報・注意報が出たかを表で表しております。

次のスライドです。茅ヶ崎市ですので比較するのは隣の辻堂観測所のアメダスで、台風第19号の接近時、瞬間最大の風が35.3、平均風速が24.0ということになるので、辻堂においては、一般的な台風、風であるということがわかっている。ただ、やはり三浦半島の方では強い風が吹いておりました。

次のスライドです。雨量も辻堂においては、箱根で1,000mm降っているのに、積算で

180mmぐらい。1時間においては20数mmで落ち着いている。

次のページです。この動画を見てください。台風第19号というのは非常に速度が遅く勢力が強かった。いつまでたっても台風が過ぎ去るまで停滞していた。こういったゆっくりとしたスピードで上がってくる台風というのは、警戒しなければいけないのかなという風に思います。こういった資料というのは、私がここでプレゼンで紹介しておりますが、気象庁のホームページから公開していますので、皆様方の自主防災組織なんかでもですね、こういった資料を用いて色々とお役立ていただければと。そしてこの資料を見て、これ以上のことで何か情報がないかということであれば、どんどん気象台の方に問い合わせいただければと思います。

次のスライドです。ここでまとめたんですけども、雨は先ほどの気象データというところなんですけど、後の3つなんですけど、危険度分布を表したものになります。土砂災害の危険度が増している、浸水害の危険度が増している、洪水の危険度が増している、そういったものを示したものになります。これもリアルタイムで気象庁のホームページでご覧いただくことができます。自分たちの地域、紫色が災害が起きていてもおかしくないということです。まず、土砂が立ち上がっていきます。浸水が立ち上がって行きます。次に洪水。つまり何が言いたいかと言うと、最初に雨が降ると土の中に雨が染み込む、それが土砂災害をもたらすわけですね。山なり土のところ以降った雨がどこへ行くかと言うと、低い土地に流れます。それが浸水害というものに結びついていきます。そしてそれが最終的にどこに行くかと言うと川に流れていきます。それが洪水ということになります。これは順番になっているんです。

実際に雨雲の流れと照らし合わせてみると、やはり最初に土砂災害が立ち上がる。流れた水が低い土地に流れて行って、浸水害が立ち上がる。こういった順番になります。こういった動画で見ると今回の台風がいかにもすごいのがよく分かると思います。データを並べて色々話すよりもこういった動画で、皆さんの方では大雨が降ってる時なんかは確認していただければいいのかと思います。もっともっと詳しい話ということであれば、どこの市町でも伺ってお話いたしますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○岩井防災対策課長

ありがとうございました。

ただいまの内容について、委員の皆様からご意見、ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

○後藤委員

台風第19号の時にですね、茅ヶ崎市民が避難所に行ったら避難所がいっぱいになってしまったというところで、私の地域の方でやはりあのテレビで命を守る行動をしてくださと言われてみんな逃げなきゃいけないというイメージがあります。避難者約8000名。茅ヶ崎市民の10%にも満たない数で避難所がいっぱいになってしまったというところで今後も心配だなというところで話をさせていただきました。

○岩井防災対策課長

では、事務局の方から回答させていただきます。後藤委員からおっしゃっていただいたとおり小中学校32校プラス民間の避難所を開設いたしましたが、いくつかの避難所で満杯になってしまったという状況がございました。この後、茅ヶ崎市の検証結果についてご説明致しますが、検証していく中で避難所のキャパシティという問題も1つの課題になっております。改めて考え方といいますか、避難の仕方、避難する場所というのも含めて検討を進めていきたいと思っております。

その他、皆様よろしいでしょうか。

○佐藤市長

まさに昨日、逗子市で土砂災害が起きましたよね。台風じゃなくてもああいった事が起きうる、また雨が降ってなくても起きうる、そういったことを考えたら、どういう対策と言いますか、逗子鎌倉横須賀あたりは、かなり崖が多いのでなかなか対策というのはとりづらいのでしょうか。

○飯田委員

我々はあくまでも降った雨量に対して、どのくらいの危険度になるというところでしかわかっておりませんので、昨日の新聞報道でもございましたが、元々あそこら辺の土地というのはリスクを抱えていて、これまでも雨でストレスを受けていたのではないかという見解がございました。土砂災害の警戒情報を出していく基準値というのも毎年見直しを図っておりますが、またああいった災害を受ければ基準値の見直しというのが図られるかもしれません。今回の災害を受けて基準値が下がることもあり得るのかなと思っておりますが、予測の段階では、申し訳ございませんが、气象台の方ではわかりかねます。

○岩井防災対策課長

他にいかがでしょうか。

つづきまして、(2)「令和元年台風第19号における市の対応」について市防災対策課よりご説明申し上げます。

○事務局（成瀬課長補佐）

それでは、(2)「令和元年台風第19号における市の対応」について、防災対策課の成瀬と申しますが、ご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。お手元資料、資料3をご覧くださいと思います。

本日は1月にとりまとめました検証結果の概要について、「当時の対応」、「検証の取り組み」、「検証結果」、「今後の取り組み」について順にご説明させていただきます。私より10分を目安にご説明させていただき、その後、佐藤防災担当参与より補足事項等についてご説明いただければと思います。

早速ですが資料に基づき説明をさせていただきます。本市では、10月の7日月曜日以降、適宜気象台などから台風等に関する情報を収集し、市域に及ぼす影響等を考察し、どのようにして対応に当たるか言ったことを、早い段階から検討してきました。そのような中、9日水曜日には、12日土曜日に小出川の洪水想定雨量に相当する降雨見込み等が示されたこともあり、11日金曜日に災害対策本部を設置するとともに、災害対策本部の意思決定補佐機能である統括調整部を設置し、各種予防対策の検討・実施にあたりました。

並行し、各部を主体に「土のう配布」や「危険個所の警戒巡視」等にあたりるとともに、浸水想定区域内の公共施設では、防災機能の移転や車両等の一時退避を行う等、全庁を挙げ様々な予防措置を実施しました。

翌12日土曜日の6時には、公立小中学校32校を避難所として開設し、同時刻に、小出川・千ノ川の洪水発生に備え、避難勧告を発令いたしました。

午後には、城山ダムが緊急放流等を行うといった影響もあり、12日土曜日15時40分に相模川の洪水浸水想定区域等を対象に避難指示を発令するなどした結果、最終的には全38か所の避難所を開設し、8,760人もの避難者の受け入れを行うこととなり、市民生活には大きな影響をもたらしました。

2ページのスライドです。一連の台風対応を振り返ると、建設部や下水道河川部、消防部等、日頃から台風や大雨時等に対応している部局を中心に、それぞれの役割のもと先行的な活動にあたっておりましたが、ほかにも、例えば、福祉部では、要配慮者へ事前に注意喚起を行う等、各部において、部局長の指揮下のもと、主体的な活動が行われておりました。

また、避難所における避難者の受け入れにおいても、当初の想定を大きく上回る避難者が生じ、多くの課題もありましたが、学校や地域と連携し、さらに避難者の協力を得て、数百人もの避難者の受け入れに皆で協力し対応できた避難所もございました。

また、避難情報の発令についても、様々な気象予測等の情報から、河川水位等の上昇や市域への影響を考察し発令したことなどは、適切な対応がとれたものと考えられます。

しかしながら、結果として未開設の2次避難所に地域住民が多数したことや、多くの避難者が避難指示区域内の避難所や相模川の洪水想定浸水区域内の避難所に避難したことは、「必ずしも市の対策が十分ではなかった」ことによるものと考えられます。

その要因としては、最悪事態を想定した対策の実施や情報の認識等、情報の捉え方に課題があったことが伺えますが、さらに対策の効果を高めるためには、災害時の取り組みのみならず、日頃から地域や市民に対し、災害時の避難行動について啓発し、理解を深めておくことが、重要になるということを改めて再認識したところです。

市では、このような課題が生じたこと、また、災害対策本部を設置した上での一連の災害対応について、問題点や課題を抽出し検証をすることが、今後の災害対策本部機能を強化していく上で、必要不可欠であると考え、当初11月に予定していた図上訓練を中止し、全庁を挙げ対応を振り返り対応等の検証を進めていくことといたしました。

次の3ページのスライドでは、このような考えのもと進めることとした検証の取り組みについてご説明いたします。

検証の体制といたしましては、「検証会議」の設置、各部等による「検証シート」の作成、

「活動報告会」によるものとししました。

「検証会議」では、庁内の災害対応主要部局や統括調整部からなる検証チームを編成し、「災害対策本部設置前の活動」から「本部員会議」や「情報の収集・分析」活動について、検討のテーマ・要点を整理し検討するとともに、「検証シート」は、各部や避難所等の当時の状況を振り返り、課題や改善策、今後の取り組みについて活動主体毎にまとめていただきました。

また、11月15日には「活動報告会」を開催し、主な活動主体やいくつかの避難所から活動状況や課題等を発表・共有し、課題の抽出を進めました。

このような体制のもと検証を進めていくと、災害の発生を予見した早い段階から各種対策の検討時等、一連の災害対応において、情報の取り扱いについて、課題があったことが見えてきました。

そのため、本検証においては、今後の台風対応等をさらに向上させていくため、特に多くの課題が生じた災害対策本部の情報分析活動に注目し、関連する対策とあわせ、当時の対応と課題、今後の取り組み等について検証を進め、結果を整理することといたしました。

検証結果におきましては、ただいま説明しましたように、「検証会議」「検証シート」「活動報告会」による課題を「台風第19号の概要と市の対応等の概要」と「当時の対応と課題」に整理し、さらにその課題を踏まえ市が取り組むべきこととして「今後重点的に取り組みを強化する事項」として整理いたしました。

スライド4ページに移ります。検証結果におきましては、ただいま説明しましたように、「検証会議」「検証シート」「活動報告会」による課題を「台風第19号の概要と市の対応等の概要」と「当時の対応と課題」に整理し、さらにその課題を踏まえ市が取り組むべきこととして「今後重点的に取り組みを強化する事項」として整理いたしました。続いて、本検証結果として整理した、当時の対応と課題についてご説明いたします。

スライド5ページをご覧ください。災害対策本部活動の情報の取り扱いに係る重要な視点を示しています。

スライド6ページをご覧ください。その重要な視点を踏まえ当時の対応と課題を3つの事項で整理いたしました。

中でも「情報の収集・共有」にあるように、市では、関係各所を通じ様々な情報収集活動を行い、市域への影響を分析し、避難対策を講じるなどの措置を実行してまいりましたが、情報の「収集」「分析」「提供」といった一連の情報管理が十分ではなかったこと、また、本市への影響を考慮した際、最悪事態の想定や具体的な事態認識について、統一的な認識が図られなかったことなどは、大きな課題であったと捉えています。

続いて「避難対策」についてとなります。7ページ、8ページをご覧ください。

7ページでは、避難対策における重要な視点を示しています。

8ページでは、重要な視点を踏まえ当時の対応と課題を4つの事項で整理いたしました。

避難対策においては、その対策を講じる仕組みはできてきておりますが、その実効性を高めていくための取り組みとして、避難情報を発信する際の情報提供体制や、市民の行動を促す広報の実施、水害時における避難所の位置づけの整理や要配慮者への支援措置などについて

て、様々な課題を確認いたしました。

ここからは、ただいまご説明したような検証課題を踏まえ、今後、市として取り組みを強化していく事項についてご説明させていただきます。

9ページでは、今後取り組みを進めていく上での方針を記載しております。

これまでどおり「公助」としてやるべきことを十分に進めながら「地域」や「市民」と十分に連携し、「自助」「共助」「公助」が複層的に連携し、防災対策を推進する体制の実現を掲げています。

そのような前提のもと、避難対策の実効性を高めるための考え方として、枠の下には、前段に、予防対策や避難対策における重要な視点、後段へ、避難対策を例に「自助」「共助」「公助」の目指すべき方向性を整理いたしております。

また、これら課題を踏まえ、「今後重点的に取り組む事項」として、5分類、16項目を取り組みとして整理し、その「取り組みを深める重要事項」として2項目を整理しています。

はじめに「情報の収集分析体制の強化」についてです。

情報に関することは、市の災害対応のすべてに影響を及ぼす重要なものとなり、その取り組みとして4項目を整理しています。

中でも3つめの「事業者を含む地域との情報受伝達体制の構築」については、市が発令する情報そのものに留まらず「どういった理由で当該情報を発令し、どのような結果を目指しているか」といったような情報が持つ意味や対策の考え方を十分に伝え、その後の活動の協力・連携を目指すもので、新たに組み込んでいきたい事項としています。

続きまして、スライド11ページですが、「災害対応組織の強化」についてです。

ここでも4つの項目をあげております。

状況の変化を伴う予防対策において、柔軟かつ的確に対応できる組織編制の仕組みづくりや応援職員の活用、必要な応急対策組織の事前編成など、災害時を見据えた活動体制を整理するとともに、本部員会議の議論が円滑に行えるよう運営要領や基本資料のフォーマット作成等を進めていきたいと考えています。

また、災害対策本部機能強化を目的に実施している災害対策本部運営訓練は、これまで地震災害を想定し実施していましたが、今後は風水害を想定した訓練等、想定災害を固定化せず実施していくこととします。

令和2年度に起きましたは、初めて風水害を想定災害に設定し図上訓練を実施する予定で、台風等が多く発生する9月までには実施したいと考えており、8月上旬に実施する予定としておりますが、日程等の詳細が決まりましたらご連絡をさせていただければと考えておりますので、オリンピックの開催等、様々な事業等のご予定もおありかと思いますが、可能な範囲でご協力をいただければと思います。

次に、スライド12ページ「避難対策・災害時広報体制の強化」です。

市民の安全な避難の実施に向け、記載の4項目を中心に、避難情報の発令・広報・避難所との連絡調整について取り組みをさらに進めてまいります。

次にスライド13ページ「避難所開設・運営体制の強化」です。

避難所の開設においては、学校等施設管理者の協力は欠かせません。また、受け入れにお

いて地域の協力も非常に重要となってまいります。

このような、「施設管理者」「地域」「市」において、相互の連携・協力体制の構築に向け、関係者間の打ち合わせを実施していくとともに、学校を始め協定先企業等、災害時に避難所となる各施設の位置づけ、役割、運営方法等について、整理していきます。

あわせて避難所運営マニュアル等の内容拡充を進めていきます。

最後にスライド14ページ、「災害時要配慮者への支援体制の強化」についてです。

災害時要配慮者に対する取り組みは地域等、支援者間での協力が不可欠です。

災害時に効果的に避難行動要支援者名簿を活用できるよう、名簿の在り方や具体的な支援策の構築に向け、地域のご協力をいただきながら、連携し、取り組みを進めていきたいと考えております。

また、人工呼吸器を使用する難病患者等、非常時に電源を必要とする医療機器の使用者に対する電源確保策をはじめとした安全な避難策を検討していきます。

次に、スライド15ページですが、取り組みを深めるための重要事項として2点あげております。

これまでご説明した、5つの分類、16項目の取り組みは、市が単独で実施するだけでは十分な効果を上げることはできません。

特に避難対策においては、市民の行動を促す必要があります。

そのためには、災害発生時に呼びかけるだけでなく、日頃から市が発令する情報の意味と市民に求める行動について、理解を深めておくことが重要となります。

避難対策は、市だけでは成り立たず、行動を起こす市民、市民を支える地域や事業所等、「公助」と「自助」「共助」がそれぞれ複層的に連携し、支えあって実現していくものと考えております。

これまでの災害教訓等でも示されているものではございますが、本台風対応検証結果からも、これらの取り組みを十分に深め、実際に効果的な避難行動等に結びつけていけるよう、具体的な取り組みを地域と共有し、市民に対する周知・啓発をさらに進めながら、継続的に取り組んでいくことが、非常に重要なことであると再認識いたしたところでございます。

最後に防災関係機関の皆さまとさらに高めていきたい取り組みについてお話をさせていただきます。スライド16ページになります。

これまでお話しさせていただきましたように、予防対策においては、その時点ではまだ災害は発生しておりません。

災害の発生が予測される段階から、今後、市域にどのような影響が生じるかといった、その災害が及ぼす「最悪事態」を想定し、具体的に想定する事態認識を共有した上で対策を講じていく仕組みづくりをさらに強化していきたいと考えております。

「市と関係機関における情報共有体制の実効性を高めるとともに応急対策における連携・協力体制をさらに強化する」と表記させていただいておりますが、災害時には、防災関係機関の皆様に対し、協力が生じた時点で情報提供をするのではなく、早い段階から市がどのような事態を想定し対策を講じ取り組みを進めていくかといった市の災害対応に係る情報、対策の考え方などについても適宜情報提供を行っていきたいと考えております。

そのようなことを踏まえ、災害時に連携・協力し、統一的な認識のもと対応していく体制を構築していくための取り組みとして、中段枠内に記載してございますが、日頃から市をはじめ各機関の災害時の役割や活動について相互に認識を深めておくとともに、災害発生時を見据えた現実的かつ効果的な連絡調整体制の構築に向け、日頃から具体的に相互に意見交換等を継続的に行っていくことが重要であると考えております。

市域の防災力を高め、市民や市民生活へ及ぼす影響や被害を最小限に抑えていくためにも、市域で活動する防災関係機関の皆様と連携・協力し、顔の見える関係を構築しつつ取り組みを進めていきたいと思っておりますので、引き続きご協力をお願いしたいと思います。

私からの説明は以上となりますが、補足として「地域との連携強化の必要性について」佐藤防災担当参与よりご説明をお願いいたします。

○佐藤防災担当参与

防災担当参与の佐藤でございます。ただいま防災対策課の方から、台風第19号の検証結果について発表していただきました。その中で取り組みを深めるための重要事項という中に、一番最初に地域との連携という言葉があります。

なぜこれを最初にあげたのかと言うと、本来であれば今までの台風第19号の対応からすると、例えば実効性の高い対策の推進とか検討とかそういったことを1番目にあげてもよかったのかなと思うんですけども、今回はあえて地域との連携というのを最初に打ち出しをさせていただきました。その必要性について今から補足説明をさせていただきたいと思っております。スクリーンもしくは配付資料を見ながらお聴きいただければと思います。

まず最初に、国の避難に対する基本姿勢ということを書いています。これは平成30年7月豪雨を踏まえて、国の中央防災会議が検証結果として打ち出してきたものでございます。

まず突発的に発生する激甚災害に対し行政指導のハード対策ソフト対策は限界がある。こういうことで今後は国民全体で共通理解のもと、住民主体の防災対策に転換する。そして行政は住民が適切な行動を取れるよう全力で支援をする。この具体策の中にですね、自らの命は自ら守る、意識の徹底と住民の避難行動の理解。あるいは住民の避難行動等を支援する防災情報の提供ということで、今回の地域防災計画の中にも正式に取り入れてきた5段階の警戒レベルの設定と住民の取るべき行動の明確化ということが謳われておりました。

ただですね、少なくともこの台風第19号の対応を見ますと、この考え方というのは、まだまだ実現できる段階ではないという事を私どもは認識しております。

例を2つ申し上げます。まず1つは例の1、台風第19号における避難情報に関する平塚・茅ヶ崎・寒川・海老名4市町の336人へのアンケート結果です。このアンケートは実は、中央防災会議がワーキンググループを設置しまして、台風第19号の検証作業を進めております。その中で第1回目のワーキンググループの際に静岡大学の牛山先生から発表されたデータです。いくつかございますが、3項目ほど抽出しております。質問の1「台風第19号は自分が住んでいる町で大きな被害が出るかもかもしれないと思いませんか」ということに対して約59%の人6割の方が、やはり何か起きるかもしれないと認識しております。ある程度の危険性というものを認識しております。それから質問の2「『避難準備・高齢者等避難開

始』の情報が5段階警戒レベルのどの段階に該当すると思いますか」という質問に対し、正解の警戒レベル3と答えた人は35%。質問の最後ですが『災害発生情報』は5段階警戒レベルのどの段階に該当すると思いますか」という質問に対し正解をした人、つまり警戒レベルの5だと回答した人はわずか15%。わからないと回答した人は22%いました。これは実はですね、5段階の警戒レベルの運用開始というのは今年の6月です。従ってそういう意味では、運用開始から間もないわけですが、台風第15号から19号にかけてテレビでは毎日のように連日のように、この警戒レベルの話が出ていました。ある程度理解は進んでいたのかと思うんですが、その中でこういう結果、今お話ししたような結果になっています。

それから例の2についてはですね、要配慮者に係る市へのお問い合わせ状況でございますが、10月12日朝から13日の朝、丸1日のことでございます。この間に市内の19人の要配慮者のご本人もしくは家族からの問い合わせの電話がかかってきました。うち14件を抽出してこの表に載せております。表の一番左側、要配慮者の属性というところを見てみますと、黄色い着色をしたところですが、2番目の要介護4、4番目の要介護4障害、5番目の方が重度障害、このようにですね、結構障害が重い方からの問い合わせというのが多かったように思います。真ん中の列ですが、問い合わせされた方、家族もしくは本人ですね。それから問い合わせ内容ですね、同じく黄色に着色をしたところで5番目の方は避難の可否の相談。避難をした方がいいのかという相談、それから避難所はどこにあるかどうか、手すりのある避難所があるのか、ペットを連れて行ってもいいのか、避難行動に関する問い合わせというのは非常に多くありました。

どんなことが読み取れるかと言うと、私の方から気づいたことは、まず避難関連情報の意味が正しく理解されていない。それから市が発信する避難関連情報が避難対象である本人及び家族に十分に伝わっていない、あるいは理解されていない方がいる。介護度の重い方々ほど災害への不安感が強い傾向がある。そのように読み取れるのでないでしょうか。

結局これは何を意味しているかと言うと、その下に書いてありますが、いわゆる逃げ遅れゼロを追求して避難対策を実施しているわけですけれども、それを実現するためには、避難など重要対策の考え方を地域と共有しながら対策を推進する。つまり対策を推進することは、対策を地域の皆さんや関係事業者に対して働きかけをする。そういったことをしっかりやっていかなきゃいけないと考えます。

従来ですと避難指示、避難勧告等を出す、そこに行政は重点を置いていた、そのように思います。これからはそうではなく避難指示、避難勧告等といった処置を取る前に、地域の皆さんと連絡調整をして十分な場意思疎通を測った上で、そういった対策を進めていく、あるいは働きかけをしていく、そういったことが必要なんではないかと思えます。

最後に、この際とありますが、地域の活動、とりわけ共助というのは隣保協同の精神に依拠していることに留意しておく必要がある。今日お集まりのほとんどの皆様は災害対策基本法で定める防災の責務を追われている方々だと思われま。ただ地域の皆さん、とりわけ共助の活動は任意の活動でございます。そこは市から何かお願いするにあたってこういう風にしてほしいというのはなかなか言いづらいということがあります。従いまして、こういったその地域で共有しながら対策を進めていくという過程で、地域の負担の軽減ですとか地域

の実情を十分に踏まえた上で対策を働きかけていくことが必要ではないかということを考えております。

最初に申しあげましたように地域の連携という項目を、なぜ私たちが最初に持ってきたかというところと、その必要性について説明をさせていただきました。以上でございます。

○岩井防災対策課長

ただいまの内容について、委員の皆様からご意見、ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。

○野口委員

東京ガス神奈川西支店の野口と申します。よろしくお願いいいたします。

避難する際の情報提供についての在り方について、実は私は多摩川流域に住んでおりました、19号の際、実際に避難しました。その時の感じた体験をもとに話をさせていただきます。

夜ですので、暗くて横殴りの雨が降っていて、全く分からなくて市役所から「ここに避難所が開設されました」というメールが着信し、「広報車から避難をしてください」と呼びかけがありました。実は警戒レベル3の後に災害レベル4がなくて、警戒レベル5「災害発生情報」がいきなり出ました。近くの避難所は全ていっぱいでした。違うところに行ってくださいとなりましたが、実はそこに直接行かないで次の避難所に行っていればもっと早く着いたんですけれども、避難所がどのような状況になっているかがわかりませんでした。避難所が現在どのような状況か、市のTwitterでも発信してくれると、とても良いのではないかと思います。いろいろな自治体の方には今、このお話をさせていただいております。避難所がここに開設しました、という情報はすぐ来るんですけれども、どこの避難所がいっぱいだという情報は来なかったんですね。もしこういった情報が参考になればということでお話させていただきました。以上でございます。

○岩井防災対策課長

避難所の避難状況の随時の情報発信ということで、これまでもいろいろところで御意見いただいております、私どもで今後取り組んでいくべき課題の一つだと認識しております。ありがとうございます。皆様よろしいでしょうか。

つづきまして、(3)「令和元年台風第19号における出水対応」について、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所、尾崎様より説明いただきます。よろしくお願いたします。

○尾崎委員

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所の尾崎と申します。よろしくお願いたします。

着座にて失礼いたします。台風第19号における出水対応について、当事務所の対応についてご説明をさせていただきます。

はじめに事務所の説明をさせていただきたいと思います。当事務所では相模川の他に、多摩川と鶴見川、西湘海岸とか日本最南端の島、沖ノ島島の海岸の保全なんかも担当してございます。今日の資料には相模川以外に多摩川と鶴見川の情報も入っておりますが、ご了承ください。ただければと思います。

次のスライドです。台風第19号の気象概要でございますが、先ほど气象台の方から細かい情報がございましたので、割愛させていただきます。今回は山間部を中心に記録的な大雨が降ったということになっております。

次のスライドです。相模川流域の雨量の概要でございますが、10月11日の金曜日のお昼過ぎから降り始めまして、この地図に記載ございませんが、相模原市内の道志川、道志ダムのあたりにあります、道志雨量観測所のところで1時間最大79mm 総雨量で884mmもの雨量を観測いたしました。流域全体では200mmから880mmぐらいの雨量がございました。

次のスライドです。出水の概要ですが、次に川の水位の情報でございますが、相模川については一番下になります。神川橋という観測所です。13日日曜日ですが、未明の0時20分最大の8.3mまで水位が上昇いたしました。避難判断水位というものを超える、レベル表示で言いますとレベル3相当を超えるような状況になったということでございます。

次のスライドです。それをグラフで表している図になるんですけども、赤い線が今回の台風の水位が上がった過程を表すグラフになります。他に4色細い線があるんですけども、これについては、これまで記録している中で大きな出水があった時の水位の上がり方を示したのになります。それと比べても1m以上高くなっているということで、過去最高を記録している。記録している中では過去最高ということになります。右側にその増水時の写真をつけさせていただいております。

次のスライドです。ここからですね出水に備えて京浜河川事務所で日頃からこういった取り組みをしているかということを紹介させていただきたいと思います。こちらのスライドは、堤防点検と言われているものです。出水期を迎える前の5月ぐらいと、秋の台風前8、9月頃の年二回、堤防の除草を行った後にですね我々職員が直接ですね、堤防あるいは河川管理施設に異常がないか点検して回っていると。大きな陥没、護岸の継ぎ目に大きな開きがないか、そういったところを確認して回っているというところでございます。

次のスライドです。それから履行検査と呼んでいるものでございますが、堤防にはですね下水の排水を流すような水門がついていたりですね、そういったものがあるんですけどもそういった施設は自治体さんがつけてることが多いんですけども、適切に管理されてるかどうかを管理者の方と立会いのもと点検して動作の確認などを行っております。改善が必要な場合は、管理者への指導なんかも行なっております。

次のスライドです。それから河川敷にはですね、いろいろな利用施設、例えばトイレとかなんですけれども、こういったものについては出水の前に撤去していただく決まりがございますので、今回の台風でもそういう状況になった段階で、撤去するように注意喚起を行っております。

次のスライドです。川の中にはですね、ホームレスの方が住んでおられることがございま

すので、こういった方々にも安全を確保するというところで我々がパトロールをして、一人一人に、事前にビラを配って避難するように呼びかけてございます。

次のスライドです。それ以外にも様々な取り組みをしております、水防災意識社会の再構築ビジョンの取組と言っているんですけども、逃げ遅れゼロ、社会経済被害の最小化を目指し、関係機関の方々と取り組みをしております。いくつか紹介します。左上の写真ですが、毎年6月ぐらいに共同点検ということで、地元の住民の方々、消防団、水防団の方々と一緒に危険箇所や重要水防箇所の確認を行っております。右側の図になるんですけども、河川の水位が上昇し、避難が必要になる場合に、洪水に関する情報をメールで配信をするというような取り組みを行っております。緊急地震速報というのがあると思うんですけども、それと同じような仕組みでそこに住んでいる地域の方々の携帯電話に発信をする。今回相模川流域では発信しておりませんでした、多摩川流域では発信させていただきました。

次のスライドです。ここからが当日の活動、事務所の体制についてご紹介させていただきます。11日の金曜日夕方に注意体制を取り対策支部というものを立ち上げております。その後水位上昇に伴い12日の土曜日の朝に警戒体制に入って、土曜日の午後にさらに氾濫危険水位を超えた観測所が出たため非常体制に移りました。最終的には水位の下降と共に解消されていって被害の状況、川の中の被害状況の確認等の対応を行い、12月に入って最終的には体制を解除いたしました。

次のスライドです。我々京浜河川事務所で発表する情報には大きく2つございます。1つは洪水予報というものになります。こちらの洪水予報は気象庁さんと共同で発表します。洪水が発生する恐れがある場合は気象庁で降水量に関する情報、国土交通省の方では河川の水位の予測などを発表してございます。相模川では、今回避難判断水位に到達したということでレベル3相当の氾濫警戒情報というものを発表いたしました。

次のスライドです。もう1つ発表する情報には水防警報というものがございます。この水防警報というのは洪水によって災害が発生するおそれがある場合に、水防管理団体の方に水防活動を行う必要がある旨を通知いたします。相模川の場合、12日土曜日のお昼頃に出動の警報を出させていただいております。

次のスライドです。その他、我々の事務所の方では災害対策機械というものを所有しております、排水ポンプ車、照明車という、明かりを照らすような車といったもの応援要請があれば派遣するというのをやっております。今回は対岸の平塚市になりますが、四宮下水処理場というところに1台ポンプ車を派遣させていただきました。またその他に土嚢袋の提供なども行なっております。

次のスライドです。河川のパトロールになるんですけども、当日の状況を概括的に把握するというところで出水時に巡視を行っております。相模川においても2班体制で12日から13日にかけて実施させていただきました。

次のスライドです。先ほど、洪水予報というものを発表しているということをお話させていただきましたが、そういったタイミングに合わせてホットラインというものにも、取り組んでおります。これは何かと申しますと、避難勧告等を発令される市区町村さんにはですね、河川の情報を的確に把握していただくために、直接お電話で市長さんとか幹部の方に当事務所

の事務所長からお電話をして、河川の状態をお伝えするというようなことをやってございます。今回の台風でも茅ヶ崎さんにも当事務所からお電話をさせていただきまして、川の増水状況及び見込みをお伝えさせていただきました。

次のスライドです。最後に河川事業を行っている事業効果をお話しさせていただければと思います。こちらはまた対岸の平塚市の四之宮地区になるんですけども、四之宮地区、先ほどポンプ車を派遣したとお伝えした地区になりますが、こちらの堤防、数年前におよそ4.6mほど堤防を高くするかさ上げを行いました。今回の出水では、こうしたこともあって氾濫を回避することができたということでございますが、仮にもし堤防ができてなかった時には今回の水位の方が高くなっていたので氾濫が発生していたということが想定されます。およそ2,500戸の家屋が浸水していたのではなかろうかと推定されます。

次のスライドです。続きまして、ダムの効果なんですけれども、神奈川県で管理している城山ダム、国で管理している宮ヶ瀬ダム、併せて7,200万 m^3 の洪水を貯留しました。この貯留により厚木地点では、推定ですけども、1mちょっとの水位を下げる効果があったという風に推定しております。

最後になりますけれども、今回の台風では、我々が管理する川以外にも全国的に色々な甚大な被害が発生しております。関東地方でも埼玉県内の荒川水系、茨城県内の久慈川水系でも堤防決壊が生じてしまいました。国の方では、こういった被災先へ応援で協力するといった体制をとっておりまして、京浜河川事務所からも、両方の河川に職員を派遣して、被害状況の調査ですとか復旧工事24時間やっているんですけど、現場監督の支援なんかも現地に出向いて行いました。以上簡単でございますが、京浜河川事務所の台風第19号における出水対応についてお話しさせていただきました。

○岩井防災対策課長

ありがとうございました。

ただいまの内容について、委員の皆様からご意見、ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

○佐藤防災担当参与

防災担当参与の佐藤でございます。災害発生が想定される段階で皆さんと地域や市町村との連携について確認させていただきたいと思っております。実は平成27年にですね、水防法の改正で基準水位の基準の見直しを行うということがありました。その時に水位の見直しにあたって国通知文書なんですけれども、今までは水位の情報はお伝えしてました。これからは水位のみならず、例えば侵食とか浸透とか漏水そういうような、関連の情報も提供体制の強化をして行くと国がおっしゃっていたような気がします。おそらく皆さんところは相模川ですとか様々な河川を管理しているので、そこを現場まで出向いて行ってそういった状況を把握するというのは非常に難しいと思っております。そうすると皆さんのレベルで地域と河川の細かい情報を収集する体制とか、あるいは収集する方法であるとかそういうことについて何か考え方はあるんでしょうか。もしあればお聞きしたいんですけど。

○尾崎委員

洪水の際の水位の情報については、きめ細やかに提供させていただいているところですが、堤防の質的な問題と申しますか、浸透に対するものですとかそういったものというのは事前に色々と検討するなかで、重要水防箇所と言われるんですけども、そういったところは事前に台風が来るもっと前に状況を情報提供させていただきます。危険と思われる場所、地域の方と一緒に確認をする共同点検というところで現地について、ここは高さがちょっと低いんですよといったところ、堤防の幅が狭いんですよ ということは確認してもらっているところで、事前に情報共有は行ってございます。

○佐藤防災担当参与

重要水防箇所というのは相模川の下流域ではあるんでしょうか。

○尾崎委員

特に相模川では茅ヶ崎市側の堤防の整備が少し遅れているのが現状でございます。まずはちょっと高さが足りないところが結構あります。具体的に言いますと、馬入橋の上流のあたりとかですね、下流のゴルフ場になっているところ、まだ堤防の整備が未完成というところがございます。そういった所をまずは対策していこうというところがございます。

○塚田委員

マザー湘南の塚田と申します。今の話と繋がる場所があるんですけども、ハザードマップ上で茅ヶ崎、相模川上で2か所、河岸浸食の可能性のある場所がありまして、今回台風第19号でテレビの放映の中で何度か平太夫新田が出てきました。そこにたまたま私どもの利用者さんが住んでおりまして、そこにいるのは非常に危険だろうと避難を勧めたんですけども、避難をすることの方が大変だからという自己判断のもと、結局避難をされませんでした。赤く塗られた平太夫新田の危険性というのは、どんなものなのかなと、すいません。そこは言えないものですかね。

○尾崎委員

ハザードマップに載っている河岸侵食の危険性というものでございますが、川の流れ方とか流れの向きとかによってですが、堤防に直接当たってくる、堤防を越えて氾濫起こす前に堤防を削り取ってしまう、そういった被害が発生する恐れがある場所になっております。ですので、その地域については水位が必ずしも堤防を越えるよりも前に被害が発生するおそれがございます。そういった認識を持っていただくことが必要かなと思います。

○岩井防災対策課長

皆様よろしいでしょうか。

それでは、次に移らせていただきます。(4)「令和元年台風第15号・第19号における対応」について、東京電力パワーグリッド株式会社様からご説明いただく予定となっております。

りましたが、本日急遽欠席ということでございまして、資料を後ほどご覧いただければと思います。資料は5となります。

続きまして（5）「令和元年台風第19号における対応」について東京ガス株式会社様からご説明をお願いいたします。

○野口委員

東京ガス神奈川西店の野口と申します。資料が間に合わなかったので、本日は投影だけでお願いしたいと思います。

台風第19号の際にいくつかの地域で都市ガスの供給支障がございましたので、簡単にご紹介させていただきます。神奈川エリアについてですが12箇所ぐらい供給支障を起こしました。ガス管に水が入るようなことが起きると供給支障が起きてしまいます。

報道でもご案内の通り、高津区ではマンションの1階が水没して、停電をしたところがあるんですけども、ガスも止まりました。13日の未明なんですけども、ガスっていうのは工場から高压パイプで送って、途中でガバナステーションというところで中圧にするんです。中圧というとはホテルとか商店とか茅ヶ崎市役所みたいな大きなところに送るんですけども、一般の家庭はさらにガスの整圧器というものでガスの圧力を下げて、ご家庭に送っています。これが水没すると元々は圧力差によって調整しているんですけども、ガスの場合、供給圧力よりも水圧の方が高いので、それによって圧力が上昇してしまうと、整圧器という調整弁が開きっぱなしになり、上流の高い圧力のガスが下流に流れて危険なので、上流の方のバルブを止めて供給を停止したのになります。

実際の場所は、多摩川と平瀬川が合流するところの場所なんですけれども、そちらの堤防が越水して浸水が発生した。実際の画像はテレビの画像なんですけども、こんなような形で溢れたといった形です。実際の水没エリアは平瀬川の南側のところで、久地第2ガバナで、ガバナは整圧器のことなんですけれども、こちらが水没してしまい、圧力調整がうまくいかなかった。そのため、上流側のバルブを止めております。こんなようなことをして止めたんですけども、実際にここはマンションを含めて154戸ガスが止まってしまいました。止まったというよりも、止めたという表現が正しいかと思います。こんな風にしてガスを止めております。

実際の浸水の状況は、左側が浸水したエリアです。グーグルマップストリートビューでは普段の画像はこのような形です。このぐらい浸水しました。実際このガバナというのは左側にあるところなんですけども、ここは、平瀬川から80cmの堤防というか塀に守られているんですけども、実際に現場に行くと、水が引いた後に見ると195cmのところには水の跡がありました。大体整圧器っていうのは高さ2mくらいなので、ほぼまるまる水没してしまったということになります。このような形で水没してしまうと、圧力コントロールができなくなるので止めてしまうということが、今後増えていくのかなと思います。

このようなやり方をして、12日に、実際に圧力を中央監視センターで測ってるんですけども、危険だということでガバナに近づけませんでした。仕方がないので、0時40分に上流のバルブで止めました。翌日の水位が低下した時に、20時35分にバルブを開いて整圧

器も稼働させて、22時30分に供給を復旧させたというのが当時の状況でございます。

都市ガスは、基本的には道路の下にパイプが入っているので、そんなに風とか雨には被害にあわないんですけども、実際に洪水等がありますと、今のようなことがありますので、今回はニュースで城山ダムの放流の話を聞いて、実は茅ヶ崎市さんにも平塚市さんにも寒川町さんにも、相模川流域の自治体さんに問い合わせもしました。

相模川とか多摩川みたいなところは結構チェックしているんですけど、内水氾濫含め大規模でない氾濫は情報をどうやっていただけるのかなというところが課題です。自治体さんといろいろ連携しながら浸水情報っていうのが、いち早くいただけると水没する前に止められるので、被害が少なく済むので、今後も連携して対応できればと考えております。以上でございます。

○岩井防災対策課長

ありがとうございました。先ほど、市の検証の説明の中にもですね、地域の皆様はじめ、関係機関の皆様との情報共有のあり方についても課題の1つと認識しております。

委員の皆様から、ご質問等はございますでしょうか。よろしければ、続いてのテーマに移ります。

(6)「令和元年台風第19号に関するアンケート結果について」、塚田委員より説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○塚田委員

よろしくお願いいたします。私は茅ヶ崎の柳島というところで、マザー湘南という会社をしております。マザー湘南という会社は、訪問看護の事業と、重度のお年寄り・お子様をお預かりする事業、ケアマネージャーという4つの事業をしております。その方々に台風第19号の直後にとれる範囲で実態調査を行いましたので、報告させていただきたいと思います。

私がこの会に参加させていただいている理由というのは、福祉や医療の現場の声を少しでも届けるということが役割ですので、数としては少ない数ではございますが、先ほど佐藤参与の方からお示しいただいた、14の事例の中にも私どもの利用者さんがいたかもしれませんし、一般市民に比べると災害弱者の方がいらっしゃいますので、その方々がどのような行動を取ったのかというところで聞いていただければと思います。

アンケートの内容は6つの質問で構成されております。まず、あなたの住まいは避難勧告出た場所ですか、という質問ですが、イエスが53%ノーが47%でした。右のグラフは%、括弧の中は実数で表しています。

これは利用者さんとハザードマップを見ながら一緒に確認しております。ついその1ヶ月ほど前に台風がありましたので、その時にも色々と相談に乗っておりましたので、ハザードマップを見るということは利用者さんの中ではかなりの人ができています。その質問1でYESと答えた方、避難勧告が出た場所に住んでいらっしゃる方で避難したかどうかの質問ですが、避難した方が13人。しなかった方が37人。圧倒的にしなかった方が多いです。避難した人の方の2%が避難所です。1人だけでした。その他の避難した場所は知り合いのお

宅でした。

質問の3つ目は避難勧告地域であるが避難しなかった理由は何ですか、というものです。避難所での生活が困難だからという理由の方が13人。自宅が大丈夫と思った方が21人。何があっても自宅と決めているという方が7人。避難所の生活が困難だから23%、自宅が大丈夫と思った37%、何があっても自宅と決めている13%その他27%でした。

何か困ることはありましたかという質問に対して、避難しようか迷ったという方が3人で5%、備蓄食料など準備不足で心配だったという方が4人で6%、特に困らなかったという方が35人で56%、その他15人で24%。その他の中には、停電で情報が入らなくなって困ったという方や、自宅の2階に避難することにしていたが、実際患者を上げられるか心配だったという声がありました。

その他に5番目の質問で医療機器を使用していますかという質問に対して、イエスが22人ノーが39人。使用機器は呼吸器・酸素・吸引器・その他。多くの方が医療機器を使用しています。主に電源が必要なものが多いです。

今回の台風で準備していたこと、困ったこと等、他への参考になることがあれば教えてくださいという質問で、これは自由記載にしたんですけども、かなり沢山の意見をいただきました。電源の確保（小型蓄電池の充電・吸引機の充電・電池の購入など）をした。おかずを何食か作り、ミキサーにかけジプロックで冷凍しておいた。ご飯を多めに炊いておにぎりにしておいた。ペットボトルに何本も水を入れ凍らせておいた。早めに薬をもらいに行っておいた。ヘルパーが来れないと思ったのでレトルト食品を購入しておいた。隣近所に声をかけておいた。備蓄品を2階に移動し、家族も2階で過ごした。必要時避難所へ向かう認識も持ち、そこで障害者の場所を作ってもらい働きかけも日頃から必要で、自ら壁を作ってはいけなかった。停電に備えソーラーパネルを購入していた。いつも行っているショートステイ先に問い合わせをした。お世話はできないがベッドは使用してよいといわれ、行かなかったが安心だった。自治会・消防団へ登録した。前日に市立病院へ連絡し、当日午後移動。母子で病院の間借りができた。などの意見がございました。

今回このようなアンケートを直後にとったので、防災に関して関心が高かったのでこの結果から分かったことは避難所に避難した方はたったの1人ということで、1次避難所で過ごすことがいかに難しいかということがよくわかりました。先ほど国土交通省の方に質問いたしました。平太夫新田に住んでいる方は、ベッドがないと起き上がれないという状況の方です。ベッドがあることで何とか立ち上がってトイレに行ける。避難所では普通はベッドがないので、あるとしても保健室のベッドぐらいだと思うので歩行困難な方がトイレに行くのは避難所では非常に難しいと感じました。そのため、本当に支援が必要な人は自宅またはそれに代わる場所で過ごせる準備が必要なんだということが改めて認識いたしました。避難場所が必ずしも最適の場所ではないので、自宅避難できる方は自宅で避難するということをもっとアピールしなければいけないし、そのための準備を進めるためのアドバイスをしていかなければいけないと感じました。

2番目は医療依存度の高いお子さんのいる家庭は、お年寄りの方に比べ非常に準備がしっかりしている傾向にあることがわかりました。長期化すると電源が足りなくなりますし、確

保している充電池とかも問題になりますので、停電になった場合の、今回の台風短かったからいいんですけど、長期化する場合の対策は必須で、特にこういった方々は、福祉避難所の早期開設をしていただいて、数日間は何とか家で過ごすものの、その後は福祉避難所に直で行ける、1次避難所を経由してではなく、直接福祉避難所に行ける流れを何とか作っていただければと思います。

3番目は医療依存度の高いお子さんの家庭は親が SNS で繋がって情報共有できていることが強みになっていました。

また高齢者はショートステイの利用などを行っている方がいらっしゃいますので、普段は泊まりを利用していなくても、馴染みの場所で泊まらせてもらう、臨時に泊まらせてもらうことを事前に準備できたらいいのかなと思いました。

アンケートの結果からはこのようなことが分かったんですけども、アンケートの他に市の保健師さん達が取り組まれている呼吸器をつけている方の個別支援計画ですとか、マイ・タイムラインの作成に少し協力をさせていただきまして、そこを通して感じることをお話させていただきたいと思います。

福祉避難所の施設に特別養護老人ホームが多くなっていると思いますが、特別養護老人ホームなどの福祉避難所に障害児は受け入れてもらえない場合がほとんどで、お子さんたちの行き場が無いんだなということがわかりました。受け入れてもらえる福祉避難所は夜間宿泊できないところで、なんだかとてもおかしいなと思います。福祉避難所を整備する必要があるかと思います。

市の公式ルールでは1次避難所から2次避難所へ移動することになっているが、重症度の高い人にとってのこの移動は非常にリスクが高い。個別支援計画というのを、全員がキチンと作成して、その上でそれぞれが数日は自宅避難をした上で、早期に2次避難場所への直接移動ができるべきだと思います。

呼吸器をつけている人など、医療の必要な人は、例えば、地域医療センターに避難して良いようにしておけば、ある程度この人はここに来ていいよということが決められていれば、私どものような医療職がサポートにも行きやすいと思いますので、そういう整理もしていただくことは可能かどうか確認していただきたいと思います。

あとは、場所さえあればケアは家族ができるというケースがほとんどでございますので、とにかく場所の提供をしていただけると助かります。

私たちは備蓄の状況にかなりバラつきがあるということわかったので、されてない家庭に対する指導をしていく必要があります。高齢者も障害児・者もケアマネージャーやそれに代わる相談支援員がほとんどついているので、その方々たちが個別支援計画必ず作るようにしようとして茅ヶ崎市として推奨できるとよいのではないかと思います。他市では、そういう事例があるのを防災対策課から聞いておりますので、市としてそのように取り込まれると非常に良いのではないかと思います。

私はマザー湘南という立場ではなくて、茅ヶ崎市で介護事業をしている立場で介護事業者連絡協議会というのがありまして、その中で防災を考える会というのをこの数年やっているのですが、月に1回その会を開いておりまして、昨年からは、そこに防災対策課の方が毎月参加していただいております、本当に地域とのつながりを持ち始めていただいております。

とても心強い存在だなと思っております。その方々と他のメンバーとこれからの活動の目標として先ほども言いましたが、平太夫新田の、例えば赤く塗られた地域に住んでいる人たち、河岸浸食する可能性のある方たちや、かなり浸水してしまう地域でかつ平屋に住んでいる、具体的にこの人は避難させなければいけないという方が、平時に分かると思うんですけども、ある程度ターゲット絞って避難させる方法を行政と地域とで具体的に考えられないかなということ、今後一緒に考えていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。長くなりましたが、ありがとうございました。

○岩井防災対策課長

ありがとうございました。貴重なアンケート結果をありがとうございます。

つづきまして、(7)「ICTを活用した防災の取組紹介」について、東日本電信電話株式会社神奈川西支店熊谷様より説明いただきます。

○熊谷委員

被災者生活再建支援システムということで、昨年台風第15号、19号において、他の自治体様がどのように活用したかというのをご紹介させていただければと思います。

被災者生活再建支援システムとはなんぞやというところの前に、簡単に本システムの歴史について振り返らせていただきたいと思います。京都大学の先生と一緒に開発したシステムでございまして、2004年の中越地震時から動き出したものです。その後の地震、風水害、火災と大きな災害が起こるたびに現地に私どもも入らせていただきまして、システムをバージョンアップして、現在に至っております。昨年の台風第19号においては、26自治体で実際に活用をいただいております。

実際にどのようなシステムなのかといったところでございますが、自治体の皆様なので言わずもがなのところなのかもしれませんが、住民の皆様が被災した際にどのような問題が起こるのかと言いますと、り災証明を発行して支援給付をして生活再建をするという流れでございますが、今回は詳しくはお話しませんが、4つほど課題があると私どもは認識しています。その課題をパッケージ化したシステムでございまして、実際に200を超える自治体様に導入していただいております。

昨年の台風第15、19号でどれだけの自治体様が利用していただいたかでございますが、元々導入していた自治体様が20団体。そのままシステムを活用したというところございます。導入していなかったけれども、大きな災害があったということで、急遽導入したという自治体様が6自治体ございます。この6自治体様においては、事前にお話しさせていただきながら導入支援させていただいております。しかしながら、急遽導入という話になりますと、このシステムは実際には住基のシステムと連携する必要等がございまして、非常に時間がかかってしまうという問題がございます。

簡単にご紹介をさせていただきました。以上でございます。

○岩井防災対策課長

ありがとうございました。

こちらにつきましても、ご意見、ご質問がありましたら、会議終了後にお願いしたいと思います。つづきまして、(8)「ヤマト運輸株式会社との災害協定について」、ですが、詳しくは資料の8をご覧くださいと存じます。以上、情報交換を終了させていただきます。

つづきまして、次第の「その他に」移らせていただきます。事務局から2点、連絡事項がございます。

1点目につきましては、来年度の計画の修正についてですが、本日情報交換の中でもご説明させていただきましたが、昨年の台風第19号を踏まえ、より実効性の高い計画となるよう来年度も計画の修正について検討してまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご協力のほどよろしくお願いたします。

2点目といたしまして、市の駐車場をご利用の方で、駐車券の処理がお済みでない方は、手続きをいたしますので、閉会后事務局へお知らせください。

以上となります。その他、ご出席の皆様より何かございますでしょうか。

○丸山委員

時間もないので一言だけ。台風第19号につきまして、神奈川県も様々な分野で反省点をたくさん抱えておまして、市町村の皆様との意見交換会を続けさせていただいているところがございます。明日、令和2年度におきまして、どういう取り組みをするかということについて記者発表を予定しています。これを踏まえて市町村の皆様と意見交換をしていきたいと思ひます。終わりはない対応かと思ひますので、今後ともどうぞよろしくお願いたします。

○岩井防災対策課長

よろしいでしょうか。

では、以上をもちまして、茅ヶ崎市防災会議を閉会とさせていただきます。皆様には、ご協力をいただきましたことを、御礼申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

(閉会)